

第1章 報酬・費用弁償

○社会福祉法人須恵町社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

(平成15年1月14日)
規程第9号

改正 平成16年3月2日規程第1号 平成20年2月5日規程第1号
平成21年3月3日規程第1号 平成23年3月4日規程第1号
令和2年3月5日規程第1号 令和5年1月30日規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「役員」とは、次に掲げる者をいう。

会長、副会長、監事、理事

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、別表1のとおりとする。

2 報酬の支給に関しては、監事報酬については監査終了の翌月、月額報酬については当月の職員給与支給日に合わせて支給する。

3 任期満了、辞職、失職又は死亡した場合には、前項の規定にかかわらず、その際支給する。

4 1月に満たない期間の報酬は、日割り計算により支給する。

5 正当な理由なく、当該月に1度も職務に従事しなかったときは、その者には月額報酬を支給しない。

改正 (平20規程第1号)

改正 (令和5年規程第9号)

(旅費)

第4条 役員が、公務のため旅行したときに支給する旅費については、須恵町有給職員旅費支給条例(昭和32年須恵町条例第45号)の特別職の職員に準じて支給する。

改正 (令和5年規程第9号)

(費用弁償)

第5条 役員、評議員、相談員及び各種委員が公務のため旅行したときは、予算の範囲内において費用弁償を支給する。

2 費用弁償については別に定める。

改正 (令和5年規程第9号)

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月2日規程第1号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月5日規程第1号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月3日規程第1号）

この規程は、平成21年3月3日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月4日規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月5日規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月30日規程第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1（第3条関係） 改正（令2規程第1号）

区 分	報 酬 額
会 長	月 額 150,000円
副 会 長	月 額 100,000円
監 事	監査1回 20,000円

